

神魂命考

松 下 宗 彦

記紀の神話にあらわれる神魂命(神皇産靈尊)は、そのほか「出雲国風土記」「新撰姓氏録」にもその名を見せ、単なる神話中の単一な存在ではないように思われる。

以下、上代の主な典籍にあたりながら、神魂命という存在について考えを進めて行きたい。

一 「古事記」における神魂命

イ 天地初発之時、於高天原成神名、天之御中主神。次高御産巢日神。次神産巢日神。此三柱神者、並独神成坐而、隱身也。

右は、「古事記」冒頭の文章で、神産巢日神は、高天原で成りませる最初の三神の三番目、独り神のまま身を隠してしまつたと記されている。

次に、須佐之男命と関連して現われる。——速須佐之男命が大氣津比売に食物を求めたところが、比売は、鼻・口・尻からいろいろ

な食料を取り出して料理して奉った。その様子をかいま見た速須佐之男命は、食物をけがして進上したと怒り、比売を殺した。殺された比売神の体に、頭には蚕、二つの目には稲種、二つの耳には粟、鼻に小豆、陰に麦、尻に大豆が生じた。

ロ 故是神産巢日御祖命、令取兹、成種。

ここでは、大氣津比売と神産巢日御祖命が食物をつかさどる神のように扱われている。

神産巢日命は、次に、大穴牟遲神の受難と関連して現われる。

——八十神と大穴牟遲神は稲羽(因幡)の八上比売(八上は、鳥取県八頭郡の北部にある)を婚いに出かけた。八上比売が大穴牟遲神を選んだので、八十神は怒って、伯伎国の手間山本で大穴牟遲神に焼石を抱えさせて焼き殺した。

ハ 爾其御祖命、哭患而、参上于天、請神産巢日之命時、乃遣蜃貝比売与蛤貝比売、令作活。爾蜃貝比売岐佐宜集而、蛤貝比売

待承而、塗母乳汁者、成麗壯夫而出遊行。

神産巢日命が天にいたこと、大穴牟遲神の御祖命に頼まれて蟹貝比売と蛤貝比売を派遣して大穴牟遲神を生きかえらせたとを述べている。貝の比売を派遣したことは、この神と海との関連を思わせる。

つづいて、大穴牟遲神は、八十神のために大木にはさまれて死ぬが、「爾亦其御祖命、哭乍求者、得見、即折其木而取出活」とあるのみで、前回と同様神産巢日之命に頼んで生き帰らせただかどうか、右の略記では、はっきりしない。

大穴牟遲神は、危険を避けて木国（紀伊国）の大屋毘古神のもとへ逃げたが、そこへも八十神が攻めてきたので、須佐能男命のいる根堅州国へ向かった（神魂命と紀伊国造と関連のあることが「国造本紀」にしるしてある）。

次に表われるのは、大國主神の国作りの話である。——大國主神が出雲の御大之前（島根半島の東端にある美保関）にいたとき、天の羅摩の舟に乗り、鵝の皮を丸はぎにして着た小さい神が波間から近づいた。その神について久延毘古は、次のように答える。

二 答曰此者神産巢日神之御子、少名毘古那神。故爾白上於神産巢日御祖命者、答告、此者実我子也。於子之中、自我手俣久岐斯子也。故、与汝葦原色許男命、為兄弟而、作堅其国。故、自爾大穴牟遲与少名毘古那、二柱神相並、作堅此国。

この話は、大國主神、葦原色許男命・大穴牟遲の三つの名が同一の神として扱われているところも注目されるが、ここでは、神産巢日

御祖命が少毘古那を我が子と認めたこと、少毘古那神が海から渡来したことに留意しておきたい（大穴牟遲と少名毘古那の国作りは、記紀のほか、「万葉集」と各「風土記」にも見えている）。なお、少名毘古那神は、後に常世国へ去った。

「古事記」に神産巢日御祖命の名が出る最後の場合は、国譲りである。——大國主神が国譲りを承知したあと、高天原の使者である二神を接待した櫛八玉神が次の言葉をとなえている。

ホ 是我所燧火者、於高天原者、神産巢日御祖命之、登陀流天之、新巢之凝烟之、八拳垂摩豆燒竿、地下者、於底津石根燒凝而、（以下略）

神産巢日御祖命の新しい宮が高天原にあること（ハでは、天にいらる）を示している。

以上の五例から、この神について言えることは、左の諸項である。

- 1 天地初発の時に高天原で成りませる三神の三番目で、独り神のまま、身を隠した。（イ）
- 2 蚕・稲・粟・小豆・麦・大豆の種を取って（て民に与え）た。（ロ）
- 3 天、または、高天原にいた。（ハ・ホ）
- 4 貝の汁でヤケドをなおした。海と関連がある。（ハ）
- 5 大穴牟遲と組んで国作りをした少名毘古那神は、この神の御子である。そして、この神は船で出雲に渡来し、後に常世国へ去った。（ニ）

6 須佐之男命・大氣津比売と同世代、大穴牟遲神・少名毘古那神より一世代前。

7 「古事記」における神魂命の表記は、神産巢日神・神産巢日御祖命・神産巢日之命。

二 「日本書紀」における神魂命

「古事記」の五出に対して、「日本書紀」には、二か所にその名が出るにとどまっている。

一書曰。天地初判。始有俱生之神。号国常立尊。次国狭槌尊。又曰。高天原所生神名。曰天御中主尊。次高皇産靈尊。次神皇産靈尊。皇産靈。此云美武須毗。

これは、イと同種のもとみられる。

ト 一云。神「高」皇産靈尊之女栲幡千幡姫生児火瓊瓊杵尊。

「高」を行字と見れば、神皇産靈尊となり、天孫の母の親ということになる。なお、「日本書紀」の本文では、「天照大神之子。正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊。娶高皇産靈尊之女栲幡千千姫。生天津彦彦火瓊瓊杵尊」とある。

「古事記」のロハニホに照応する話を「日本書紀」にさがしてみると、

ロの大氣津比売にあたる保食神を殺したのは月夜見尊で、保食神の体から蚕・稻などを採って天照大神に奉ったのは天熊人である。

(一書)

ハにあたる話はない。

ニの少彦名命は高皇産靈尊の子となっている。(一書)ハにあたる話はない。

以上「日本書紀」における神皇産靈尊を見ると、「古事記」にくらべて影のうすいことがわかる。

トの一書と本文、ニ——共に高皇産靈尊と入れかわっていることも注目される。

そして、右を左の二項にまとめることができる。

8 「日本書紀」は、神魂命を「古事記」ほど重んじていない。

9 「日本書紀」における神魂命の表記は、神皇産靈尊。

三 「風土記」における神魂命

神魂命は、「出雲国風土記」にその名が見えている。

チ 佐太大神所生也 御祖神魂命御子 支佐加比売命 閻岩屋哉

詔 金弓以射給時 光加加明也(嶋根郡加賀郷)

リ 所謂佐太大神所産坐也 産坐臨時 弓箭亡坐 爾時 御祖神魂命御子 枳佐加比売命願(中略)即 御祖支佐加比売命社

坐此処 今人 是窟辺行時 必声磅礧而行 若密行者 神現而

飄風起 行船者必覆(嶋根郡加賀神崎)

この支佐加比売命は、「古事記」で始貝比売と共に大穴牟遲神のヤケドをなおして生きかえらせた鬘貝比売のことであろう。強風を起して船をくつがえす、というのは、海神の資質をうかがわせる。

また、支佐加比売の子佐太大神は、神魂命の孫になる。「出雲国

風土記」で「大神」と尊ばれるのは、所造天下大神大穴持命・熊野大神・野城大神と佐太大神——わずか、四つしかない。国引きて島根半島を作った八束水臣津野命、この国に御魂を鎮めた須佐能袁命にも、大神の称は用いていないことが注目される。

又 神魂命御子 八尋鉾長依日子命詔 吾御子 平明不愼（嶋根郡生馬郷）

ル 神魂命御子 宇武加比売命 法吉鳥化而飛度 静坐此処（嶋根郡法吉郷）

ヲ 所以号楯縫者 神魂命詔 五十足天日栖宮之縦横御量 千尋 栲繩持而 百結結 八十結結下而 此天御量持而 所造天下大神之宮造奉詔而 御子天御鳥命 楯部為而 天下給之（楯縫郡）

ワ 神魂命御子 天津枳比佐可美高日子命御名 又云薦枕志都沼 値之 此神郷中坐（出雲郡漆沼郷）

カ 所造天下大神命 諱坐神魂命御子 綾門日女命 爾時 女神 不肯 逃隠之時 大神伺求給所 是則此郷也（出雲郡宇賀郷）

ヨ 神魂命御子 真玉著玉之邑日女命坐之 爾時 所造天下大神 大穴持命 娶給而 每朝通坐（神門郡朝山郷）

以上、「出雲国風土記」に見られる神魂命についての記事を列挙してみたが、主として左の諸項にまとめることができる。

10 神魂命自身の働きは、わずかに、御子天御鳥命に天下らせて所造天下大神（大穴持命）の宮を宏仕に造るよう命じたにとどまる。（ヲ）

11 神魂命の御子は、男神三・女神四。この内、支佐加比売命は

佐太大神を生み、綾門日女命と真玉著玉之邑日女命は大穴持命のつまどいを受けた（チ・リ・カ・ヨ）

12 御子の名に、天・天津を冠するものがある。（ヲ・ワ）

13 御子の名に、八尋鉾長依日子命・天津枳比佐可美高日子命（薦枕志都沼値）・真玉著玉之邑日女命のように美称を冠したものがある。（又・ワ・ヨ）

14 神魂命の御子たちの分布を見ると、主として島根半島と出雲国西部の海辺・水辺の郷に名をとどめている。（チ——ヨ）

15 御子の支佐加比売命はキサ貝、宇武加比売命はウム貝（蛤）と音が近く、「古事記」で神産巢日之命から派遣されて大穴牟遲神を生きかえらせた贄貝比売と蛤貝比売に通じると見られ、海辺に縁がある。（チ・リ・ルと一のハ）——そして、出雲と伯伎（善）の年間山本とは、地域的にも隣接している。

16 御子に、出雲へ天下った天御鳥命があり（ヲ）、宇武加比売命は法吉鳥となって飛びわたった（ル）。共に、鳥に縁がある。「古事記」では、高天原から国譲りの交渉に建御雷神と天鳥船神が出雲の伊那佐の小浜へ派遣されたが、この天鳥船神は、船をつかさどる神と見ることでもできる。神魂命の御子たちが鳥に縁があるのは、船（航海）に縁のあることを示す可能性がある。

17 支佐加比売命は、海神の資質がある。（リ）

18 「出雲国風土記」における神魂命の表記は、神魂命。

四 「国造本紀」における神魂命

「国造本紀」は、「旧事本紀」の中の一巻である。

「旧事本紀」は、聖徳太子と蘇我馬子の撰と称しているが、これは信じがたい。しかし、他書に残っていない上代の資料をうかがい知る参考に用いることが可能な部分もある。そして、「国造本紀」は、国造数・内容などから見て、かなり信用度の高い参考資料と思われる。

「国造本紀」で、神魂命を祖とする国造が七つある。

タ 大伯国造 輕島豊明朝御世。以神魂命七世孫。佐紀足尼。定

賜国造。

レ 吉備中興国造 瑞籬朝御世。以神魂命十世孫明石彦。定賜国

造。

ソ 阿武国造 纏向日代朝御世。以神魂命十世孫味波波命。定賜

国造。

ツ 紀伊国造 檀原朝御世。以神皇産靈命五世孫。天道根命。定

賜国造。

ネ 淡路国造 難波高津朝御世。以神皇産靈尊九世孫。矢口足尼。

定賜国造。

ナ 久味国造 輕島豊明朝御世。以神魂尊十三世孫。伊与主命。

定賜国造。

ラ 天草国造 志賀高穴穗朝御世。以神魂命十三世孫。建島松命。

定賜国造。

タとナは、輕島豊明朝御世（応神天皇）に神魂命の七世孫（タ）と十三世孫（ナ）がそれぞれ大伯と久味の国造と定められたと記している。口伝・聞き伝えによる誤りか、後世のこじつけと思われるが、ともかく、この七つの国造の祖を神魂命とする理由のあったことは否定できない。

右の七つの国を、今の行政区分でその位置を求めると、

ム 大伯 岡山県邑久郡

ウ 吉備中興 岡山県井原市

キ 阿武 山口県阿武郡

ノ 紀伊 和歌山県北部

オ 淡路 兵庫県伊予郡北部・松山市南部

ク 久味 愛媛県伊予郡北部・松山市南部

ヤ 天草 熊本県天草郡

ノは紀伊水道の東岸、ムウオクは瀬戸内海に面し、キは日本海に接している。ヤは離れて九州西部にあるが、これも海に囲まれている。

神魂命の末と称する国造が、紀伊国を東の堺として、西方の海沿いに点在していることは、神魂命を祭る氏族が航海にたけた海上勢力であったことを思わせる。

右から言えることは、

19 神魂命を祖と称する国造の分布は、瀬戸内海沿岸を主とし、日本海岸・九州の天草にも点在している。

五 「新撰姓氏録」における神魂命

平安初期成立の「新撰姓氏録」に、神魂命を祖とするものとして、た
た姓氏がある。
列記すれば、

左京神別天神

具犬養宿禰

大掠置始連

竹田連

間人宿禰

爪工連

多米連

右京神別天神

三島宿禰

天語連

久米直

屋連

多米宿禰

波多門部造

若倭部連

滋野宿禰

大村直

大家首

今木連

賀茂具主

山城国神別天神

鴨具主

矢田部

丈部

西泥土部

祝部

税部

大和国神別天神

委文宿禰

田辺宿禰

多米宿禰

多米連

犬養

摂津国神別天神

目色部真時

多米連

城原

紀直

大村直田連

爪工連

物部連

和山守首

和田連

高家首

大庭造

神直

和泉国神別天神

河内国神別天神

紀直

大村直

川瀬造

直尻家

高野

右のほか、未定雑姓に、工首（和泉国）がある。

これらは、神別天神の末尾に近く置かれ、天孫の部に含まれたものが三つある。——例外なく神別として扱われている。

右から、左の諸項が引き出せる。

20 紀直の祖を神魂命とするのは、「国造本紀」の紀伊国造の祖と一致する。

21 鴨原主の祖に天八咫鳥（神魂命孫建津之身命）があるとして
されている。神日本磐余彦天皇（諡神武）の道案内をした功臣
の末が、鴨原主だというのである。建津之身命は、逸文「山城
国風土記」の「賀茂社」に賀茂建角身命とあるのと通じる。賀
茂御祖神社（下鴨社）の祭神である。

22 「新撰姓氏録」における神魂命の表記は、神魂命と神御魂命
（一例のみ）である。

六 「和名類聚抄」における賀茂

神魂命の末建津之身命（賀茂建角身命）が山城国の賀茂御祖神社
の祭神として祭られ、その地が賀茂と呼ばれることから、「和名類
聚抄」における「賀茂」の分布を調べてみる。

「和名類聚抄」は、十世紀前半の成立と見られる。上代から時の
へだたりはあるが、大きな社会変動を経っていないので、一応の参考
に供することができる。

賀茂郷のある国と郡をあげると、

山城・愛宕

”・相楽

参河・賀茂

”・宝飯

”・設楽

伊豆・賀茂

安房・長狭

美濃・賀茂（賀茂郷はないが賀茂駅あり）

越前・丹生

佐渡・賀茂

丹波・氷上

出雲・能義

隠岐・周吉

播磨・賀茂

美作・勝田

”・苦東

”・久米

備前・津高

”・児嶋

安芸・賀茂

〃・山県

紀伊・伊都

淡路・津名

阿波・名東

伊予・新居

出雲国能義郡賀茂郷は、「出雲国風土記」意宇郡賀茂神戸の条によると、大和国の葛城賀茂社の神戸があるので鴨とうとししてある。右の表の中に、葛城賀茂社（祭神は大穴持命の御子阿遲須積高日子命）の系列もまじっていることと思われるが、その分布は、「国造本紀」における神魂命の末が任命された国々の東部を含んで更に東進し、かなり山間部へも広まった形になっている。

神魂命系の氏族が、「国造本紀」の分布から、その西部を失いつつ東方と山間部へ勢力をのばして行ったという見方が可能になってくる。

七 神魂命と高魂命

神魂命については、これを高魂命と配して女神とみる見方も行われている。

国作りの少名毘古那神（少彦名命）を、「古事記」は神産巢日神の子とし（ニ）、「日本書紀」は高皇産靈尊の子とし（ト）しているが、この二神が男女の神とすれば、矛盾がなくなる。

しかし、「古事記」の「独り神のまま身を隠した（イ）」と矛盾す

る。

また、「国造本紀」に、神魂命の末と称する国造が七つあるのに対して、高魂命の末と称する国造が粟（阿波）と宇佐（二）つあり、系統の違うことを示している。

また、「新撰姓氏録」にも、高魂命（高皇産靈尊・高御魂命・高御牟須比乃命・高媚牟須比命・高弥牟須比命）の末と称する姓氏があり、主なものに「神別天神」の大伴宿禰・佐伯宿禰・弓削宿禰・斎部宿禰・高志連・葛木直などがある。神魂系と共通するのは久米直一つで、他に混同が見られない。

参考

左京神別 天神 久米直

高御魂命八世孫味耳命之後也

右京神別 天神 久米直

神魂命八世孫味日命之後也

味耳命と味日命は同一の神である可能性がある。混同は、その八世の祖にさかのぼる部分でのあいまいさであろう。

なお、葛城直の祖は劍根命で、「神武紀」および「国造本紀」によれば、初代の葛城国造である。

神魂命と高魂命とに共通することは、高天原に在る神で、地上に天降った話のないことである。

子・末という考え方には、その神を奉ずる氏族という考え方と、血縁の続く子孫という考え方がある。そして、共に、西部日本の中央から北側にわたる地域に近い海外をその本拠とみる事が可能に

なってくる。

記紀によれば、大和の三輪山の大神主神も出雲の海に現れて、大和へ移ったとするしてある。この神は地祇であるが、天神の少名毘古那神も、海から来て海外へ去っている。その他、須佐之男命をはじめ海外との交流を示す話を伴う神が幾例か見られる。これは、日本文化の源をさぐる貴重な手がかりである。

八 神魂命

以上を通観して、主なものを列挙すると、次のようになる。

a 神魂命は高天原の神であり、その末は「新撰姓氏録」で神別

上代文学における蛇について

—

『倭名類聚抄』に「蛇は和名倍美、一にはく久知奈波、日本紀の私記にはく乎呂知」とあり、『時代別国語大辞典』上代編にも「上代にヘビの形の例は見えない。類義語としてヲロチヤクチナハはあるが、その中ではヘミがもっとも一般的な、特殊のニュアンスの

天神の部に収められているが、天神の部では低く扱われている。(1312)

b 神魂命は、大気津比売・少名毘古那神などを通じて、生産・国作りとかかわりのある神というイメージがあり、それは神産巢日神(イ)神皇産靈尊(ヘト)という表記からもわかる。(2579)

c 神魂命は、海・航海と関連があり、西日本の北辺に近い海外に、この神を奉じる地域の本拠があったという見方が出てくる。(4101415161719) (本学教授)

源 律 子

少ない語形かと思われる。」とあり、上代においては、蛇を「ヘビ」とは言わなかったことがわかり、蛇の俗字として蛇、蛇がある。

以上のことを考えて、『古事記』『日本書紀』『風土記』『日本靈異記』の中にある蛇、蛇、蛇、倍美、久知奈波、乎呂知に関する記述